

公示第13号

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。
 なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

埼玉県 自動車税 事務所長

[illegible]

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。